

保育施設等のあり方に関する調査審議体制の見直しについて

1. 見直しの趣旨

南あわじ市子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法に基づき設置された附属機関であり、子ども・子育て支援施策全体について調査審議を行っています。

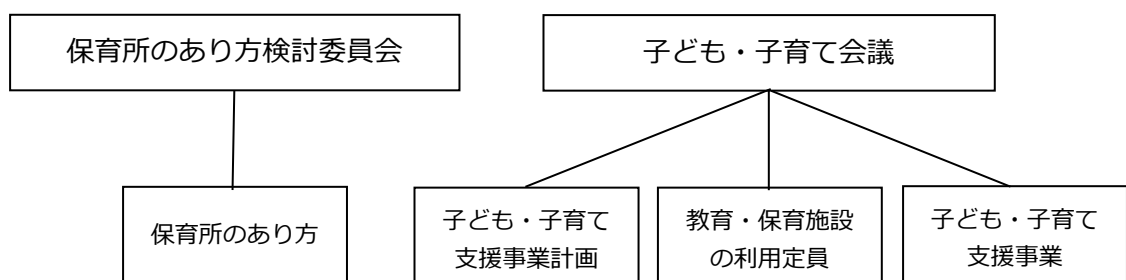
近年は、少子化や人口減少の進行、教育・保育ニーズの多様化などにより、保育所だけでなく、幼稚園及び認定こども園を含めた教育・保育提供体制全体について、総合的な視点から検討することが求められています。

現在、保育所の運営のあり方や保育サービスのあり方については、「南あわじ市保育所のあり方検討委員会条例」に基づき、必要に応じて調査審議を行うこととしていますが、今後は保育施設等のあり方についても、子ども・子育て会議において一体的に調査審議できるよう、体制の充実を図るものです。

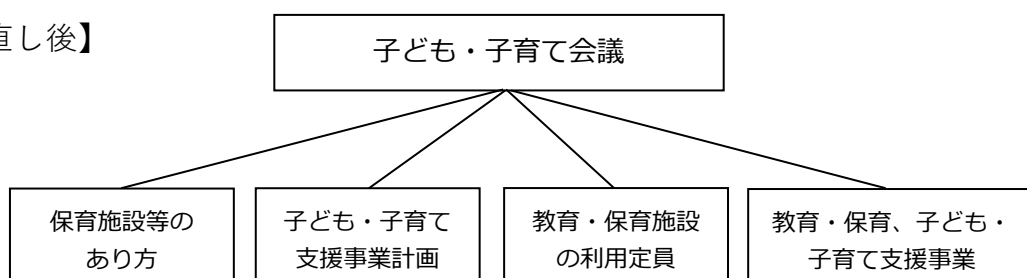


2. 調査審議体制のイメージ

【現行】



【見直し後】



3. 期待される効果

- ① 保育所、幼稚園及び認定こども園を含めた教育・保育提供体制全体について、総合的な視点から調査審議を行うことができる。
- ② 教育・保育施策と子ども・子育て支援施策を一体的に検討することができる。
- ③ 保護者、教育・保育関係者、子育て支援関係者など、多様な立場から幅広い意見をいただくことができる。
- ④ 教育・保育を取り巻く環境の変化に応じた柔軟な調査審議体制を構築することができる。



4. 今後について

今後、保育施設等のあり方について検討を進めるに当たり、本会議においても幅広くご意見をいただきながら、教育・保育提供体制全体について総合的な視点から調査審議をお願いしたいと考えています。

